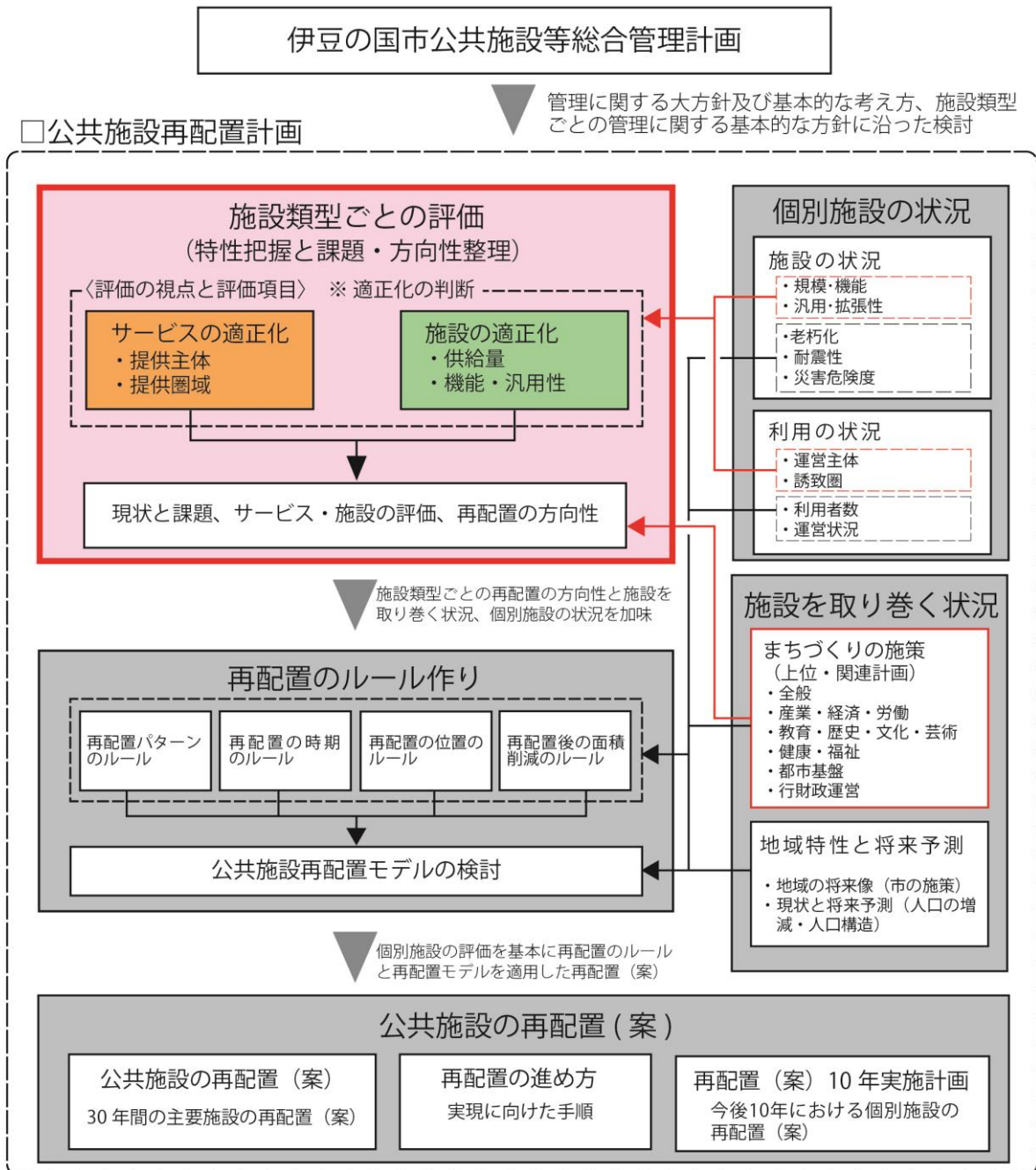


## 評価方法（評価項目の抽出と指標の設定）について

### 1. 策定の流れ

策定の流れは以下のとおりとし、施設類型ごとの評価、個別施設の状況、施設を取り巻く状況をもとに、再配置のルールづくりを行い、公共施設再配置計画を作成します。

### ■計画検討の流れ



## 2. 公共施設再配置に関する方針

公共施設の再配置に関する方針を「伊豆の国市公共施設等総合管理計画の今後の管理に関する大方針」を踏襲し、以下のように設定します。

### ＜大方針1＞施設保有量の最適化

原則として、新規整備を行わず、今後の財政状況、人口減少社会を見据え統合（集約化・複合化）、多機能化、廃止などによる施設の縮減と再編を進め、施設保有量の適正化を図ります。

### ＜大方針2＞予防保全型への転換

点検・診断などを実施するとともに、予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長期利用及び、安全性の確保に努めます。

### ＜大方針3＞効率的・効果的な運営

維持管理・運営に係るコストの縮減やサービスの質の向上につながる事業手法などを検討し、運営コストの最適化を目指します。

## 3. 評価の視点と評価方法

公共施設は、「対象とする利用者ニーズに対応」し、また「本市の施策を実現する」ための「サービス」と、サービスを提供するための機能を有する「施設」で構成されています。

近年の社会経済情勢、生活環境等の動向により、公共施設の対象とする利用者の範囲やそのニーズ、併せて施設利用の質・量が変化する中では、公共施設の再編において、「サービス」と「施設」双方の視点で、公共施設の質や量、機能などの現状を把握（評価）することが必要となります。

このことから、本検討においては、「サービス適正化の視点」と「施設適正化の視点」の2つの視点で、評価を行います。

また、本市は、3町合併（伊豆長岡町、菰山町、大仁町）により、平成17年度に誕生したこともあり、設置目的を同じくする施設（以下「施設類型」という。）が多数あることや、まずは再配置にあたっての大きな方向性を導く必要があることから、評価は、個別施設を対象とするのではなく、施設類型毎に実施するものとします。

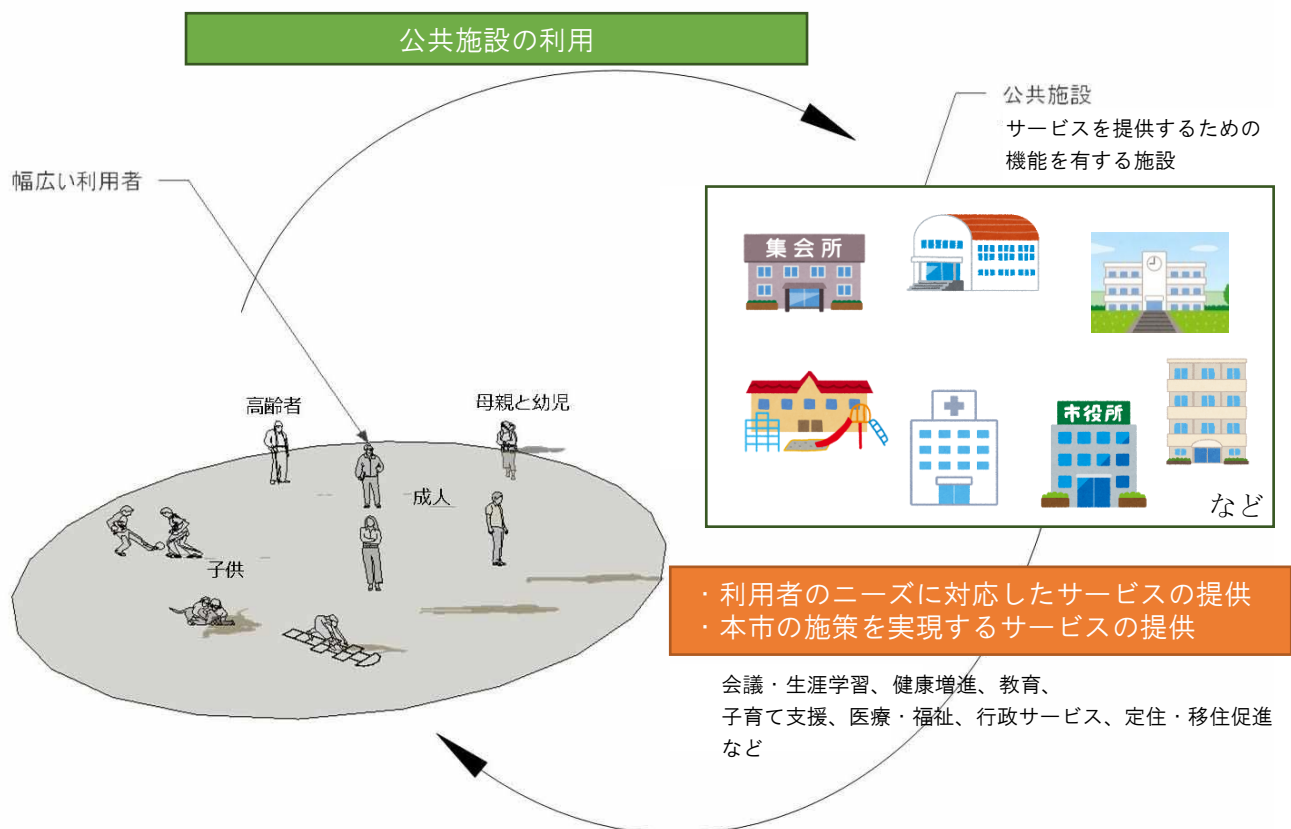
「サービス適正化の視点」においては、そのサービスが適切な主体により担われているかどうかの「サービスの提供主体」、利用者の特性やサービス内容などからどのような圏域でサービスを提供し、施設が配置されるのが望ましいかなどの「サービスの提供圏域」の2つの項目から、4つの段階の指標を定めて評価していきます。

「施設適正化の視点」においては、施設の保有量の類似自治体との比較を基本に、法令や市の施策などから、公共施設の供給量が適正かどうかの「施設の供給量」、建物の性能的に他の用途での活用が可能かどうかの「施設の機能・汎用性」の2つの項目から、4つの段階の指標を定めて評価していきます。

ここでは、あくまでも施設類型という公共施設の括りの中で、「個別施設の状況（運営主体、誘致圏、規模・機能、汎用・拡張性等）」や「施設を支える環境（まちづくりの施策等）」、「伊豆の国市公共施設等総合管理計画」などから「現状の課題」を踏まえ、2つの評価の視点と4つの評価項目により「サービスの適正化・施設の適正化」について評価することとします。

そして、施設類型毎に「公共施設の再配置の自由度が高い」または「公共施設の再配置の自由度が低い」といった評価結果や、まちづくりの施策などを踏まえ、今後の「再配置の方向性」を検討します。

## □公共施設における「サービス」と「施設」、利用者の関係



### □3-1 サービス適正化の視点と評価手法

#### ○サービスの提供主体

法的な担保（法令上の位置づけ）、施策的な位置づけ、民間事業者の参入、地域での維持管理の可能性などから、継続して行政が主体となりサービスを提供していく必要があるか、民間事業者や地域にサービスを移行していくかなどを検討し、各施設類型を評価（特性把握）します。

評価のポイントは、施設の再配置に関して自由度の高い「民間主体」が最も高く（4ポイント）、自由度の低い「行政主体」が最も低く（1ポイント）なります。

指標	評価
市がサービスの提供主体となることが予定されており（法令上・施策的な位置づけ等）、行政の責任でサービスを提供する必要がある。	行政主体
政策的に行政がサービスを提供する必要があるが、効率的な運営管理などのため、行政の責任の下、一部のサービスの提供を民間事業者に委ねることができる。	行政主体 （一部民間）
民間事業者が主体となってサービスを提供することが可能であるが、民間事業者では施設の継続的な担保、十分なサービスが確保できないため、行政がこれを補完する（又は間接的に関わる）必要がある。	民間主体 （一部行政）
民間事業者が主体となってサービスを提供しており、民間市場の充実等から行政が関与する必要性は低い。	民間主体

※次に該当するサービスは、市が関わる必要性が低いものとして、廃止することも考えられます。

- ・目的を達成しているもの、又は目的が市民ニーズと合致しなくなっているもの
- ・国又は県において、同種のサービス提供が行われているもの

#### ○サービスの提供圏域

公共施設の利用者特性やサービス内容等から、地域的に配置されることが望ましい施設か、広く市域を越えた広域的な施設であるかを検討し、各施設類型を評価（特性把握）します。

評価のポイントは、施設の再配置に関して自由度の高い「広域的」が最も高く（4ポイント）、「地域的」が最も低く（1ポイント）なります。

指標	評価
主な利用者が児童等の交通弱者である、又は提供しているサービスが地域に密着している等、徒歩圏内（概ね小学校区相当）で提供する必要がある。	地域的
利用者の利便性の向上や安心・安全な市民生活の形成のため、複数地区（概ね中学校区相当）でひとつ等、市全体でバランスを取りながらサービス提供する必要がある。	やや地域的
市全域から広く市民が利用するサービスであり、サービスの性質上、政策的に市内に施設を設置しておく必要がある。	やや広域的
市域を越えた集客が望まれる施設や、市外から施設を利用する事が想定されるなど、市域をまたいだサービスの提供が必要である。	広域的

## □3-2 施設適正化の視点と評価手法

### ○施設の供給量

人口規模と建物保有量に係る類似団体との比較を基本とし、法令上の設置基準・市の施策・地域の人口動向などを加味して、供給と需給量が適正かどうかを検討し、各施設類型を評価（特性把握）します。

評価のポイントは、施設の再配置に関して自由度の高い「多い」が最も高く（4ポイント）、「少ない」が最も低く（1ポイント）なります。

指標	評価
・サービスの提供圏域（利用・誘致圏）、利用状況等に対して施設の規模が適正かどうか、地域の人口動向や類似自治体との比較などを用いて、総合的に供給量が多く施設を整理する必要があるか、供給量が少なく施設を増やす必要があるか、各施設類型の規模として見直しが必要かなどの視点で評価（類似団体との人口あたりの延床面積、施設数の比較）	少ない
	やや少ない
	やや多い
	多い

#### ※類似自治体の考え方

風土が近いと考えられる近県の中から、伊豆の国市と人口規模（4～5万人）と財政規模が同程度の市町と比較します。

### ○施設の機能・汎用性

施設の用途、空間などにおいて、他のサービスと連携・共用が可能か（多機能化、機能の共用、拡張性等）を検証し、各施設類型を評価（特性把握）します。

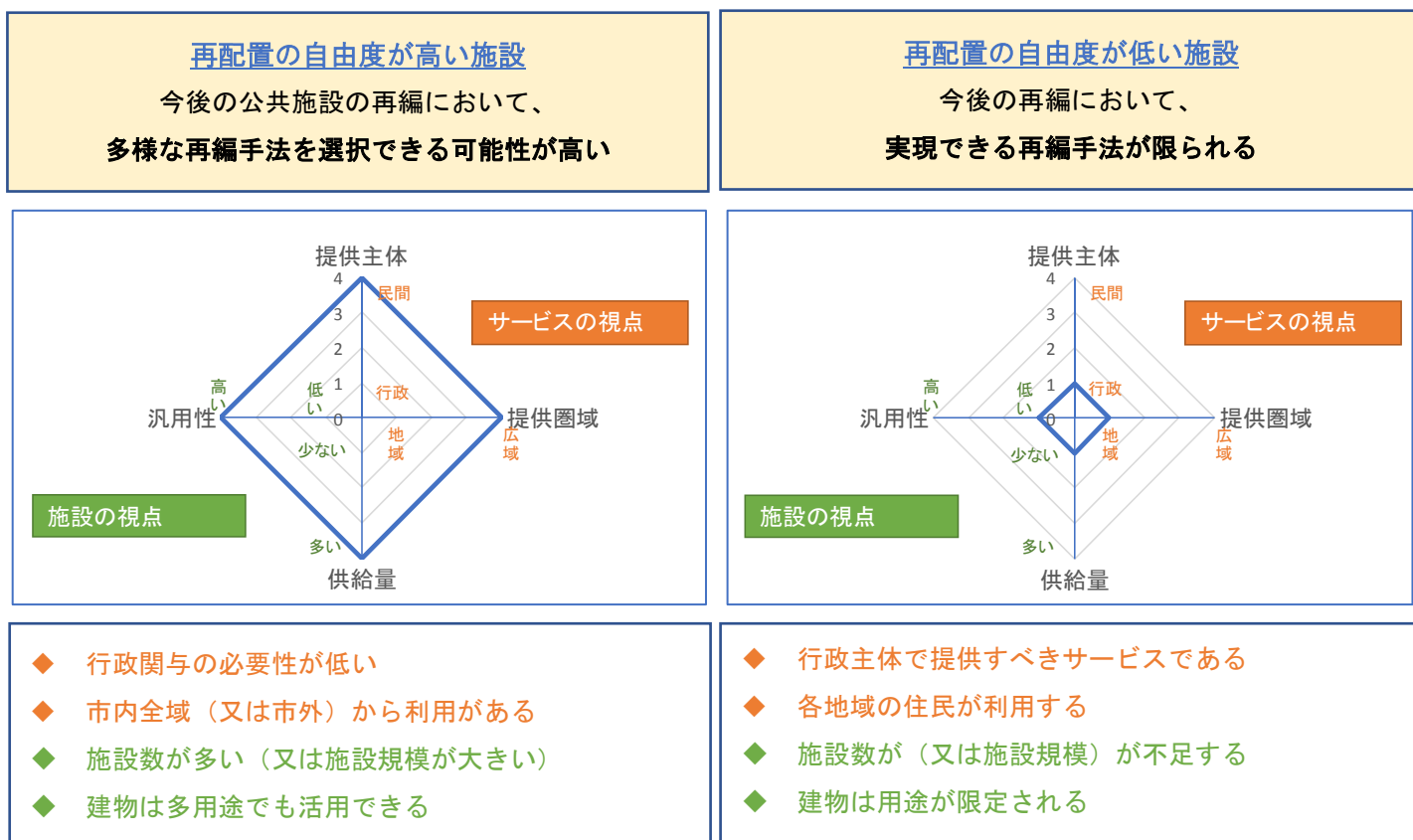
評価のポイントは、施設の再配置に関して自由度の高い「高い」が最も高く（4ポイント）、「低い」が最も低く（1ポイント）なります。

指標	評価
サービスを提供するために必要な専門機能又は特殊な設備が備わっており、他の用途で利用することが困難である。	低い
サービスを提供するために必要な専門機能又は特殊な設備が備わっているが、一部については他の用途で利用することが可能である。	やや低い
部分的にサービスを提供するために必要な専門機能又は特殊な設備が備わっているが、大部分は他の用途で利用することが可能である。	やや高い
専門機能又は特殊な設備はなく、他の用途で活用（共用）することが可能である。	高い

#### 4. 施設類型ごとの評価の整理

前項の評価手法に従い、各施設類型で判定した評価結果をレーダーチャートで表します。

下図の左のように、4つの軸が広がっているものは、公共施設としてのサービス適性化と施設適正化の視点から、今後の再編において、多様な再編手法を選択できる可能性が高いことを表します。一方、右のように小さく中心に集まっているものは、今後の再編において、実現できる再編手法が限られる施設類型であることを表します。



評価結果や施設を取り巻く状況などを踏まえ、施設類型ごとの特性に基づく公共施設の再配置の方向性を整理します。

図 「施設類型ごとの評価」及び「再配置のルール作り」における検討フロー

